

医政支発0928第1号
平成27年9月28日

都道府県知事殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公印省略)

医療法の一部を改正する法律の公布について（通知）

「医療法の一部を改正する法律」（平成27年法律第74号）については、平成27年4月3日に第189回通常国会へ提出されていましたが、9月16日に成立し、本日公布されたところですので（別添1）、各都道府県知事におかれましては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して周知するよう配意願います。

また、この法律に関しては、参議院厚生労働委員会において、附帯決議（別添2）が付されておりますので、御了知下さい。

この法律（別添3）は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものであり（※）、必要な政省令等については、今後順次制定し、その内容については別途連絡する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

（※）

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

・・・地域医療連携推進法人に関する事項、外部監査の義務化・会計基準の義務化・役員と特殊の関係がある事業者との取引の状況に関する報告等に関する事項（ただし、当該事項の適用は、施行時会計年度の次の会計年度からとする。）

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

・・・医療法人の理事の忠実義務・任務懈怠時の損害賠償責任等に関する事項、医療法人の分割等に関する事項、社会医療法人の認定等に関する事項

